

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
1	「株式会社日本証券クリアリング機構が・・・の対象としているものとし、」を、以下のとおり、「株式会社日本証券クリアリング機構が・・・の対象としており、かつ、電子取引基盤運営業務を行う金融商品取引業者又は電子店頭デリバティブ取引等許可業者がその店頭デリバティブ取引等の業務の用に供する電子情報処理組織において対象としているものとし、」と変更して頂きたい。	規制対象となる取引については、電子取引基盤運営業務を行う者が取り扱う予定としていることから、このような修正は不要と考えられます。
2	「複数の異なる取引を同時に成立させることを条件として、当該取引の当事者のいずれかが一括して注文するものを含まないものとする。」について、いわゆるアセットスワップのような債券現物や先物取引等とのパッケージや、電子取引基盤の使用義務範囲とならない取引とのパッケージで取引される円金利スワップ取引は、電子取引基盤規制の対象外となるとの認識でよろしいか。	ご理解のとおりです。
3	「複数の異なる取引を同時に成立させることを条件として、当該取引の当事者のいずれかが一括して注文するものを含まないものとする。」とあるが、たとえば、単独で行えば電子取引基盤における執行義務の対象となる金利スワップ取引を2本同時に成立させようとする（片方でも成立しない場合は両方キャンセル扱いとする）場合は、両方とも電子取引基盤上における執行義務から除外されるということになると思われるが、その様な理解でよいか。	ご理解のとおりです。
4	「複数の異なる取引を同時に成立させることを条件として、当該取引の当事者のいずれかが一括して注文するものを含まないものとする。」とあるが、「複数の異なる取引」には、異なる取引期間を組み合わせたスプレッド取引やバタフライ取引が含まれる、との理解でよいか。	ご理解のとおりです。
5	複数の異なる取引を同時に成立させることを条件として、当該取引の当事者のいずれかが一括して注文するものを含まないものとする。」とあるが、「複数の異なる取引」には、金利スワップション取引をデルタリスクヘッジ用の金利スワップ取引（「デルタヘッジ取引」）と一括して注文するものが含まれる、との理解でよいか。	ご理解のとおりです。
6	法令の要件に従って電子取引基盤を使用したことを証明するものとして何が必要か（当事者間のコンファメーションメール等）。	告示に規定する取引が法令に従って電子取引基盤上で取引されていることについて、特定のものをを用いて証明することを求めるものではありませんが、例えば、電子取引基盤の使用が確認できる当事者間のコンファメーションメールは、通常は電子取引基盤を使用

		したことが明らかになるものと考えられます。
7	取引期間（金利スワップ取引のスタート日からエンド日まで）の判定は、きっかりと五年、七年又は十年と理解するが正しいか。例えばローンや債券の金利ヘッジのために金利スワップを取引する場合、当該ヘッジ対象の残存期間にあわせて金利スワップを取引するため、五年二日や九年三百六十三日と言った中途半端な取引期間となることが有り得るが、それらの半端な取引期間のものは、四号規定の五年や十年に該当しないと理解するが正しいか。	ご理解のとおりです。
8	変動金利のインデックスが規制対象取引として指定されている取引（6 か月物の円 Libor）であっても、アップフロントフィー付きの取引やスプレッド付きの取引（例えば、固定金利の払いと 6 か月物の円 Libor + 30 bp の受け）は規制の対象外として頂きたい。	変動金利の支払いについて一定支払額を手数料形式で支払う取引等のアップフロントフィー付きの取引やスプレッド付きの取引であっても、実態としてこれらが付いていない取引と同様の経済的効果を得ることができることから、規制の対象外とはしておりません。
9	「金利更改日」とは、2006 ISDA Definition Section 6.2(b)にいう「Reset Date」を意味するものであり、所謂「Fixing Date」（金利の決定日であり、2006 ISDA DefinitionによればReset Dateとは別日）を意味するものではないという理解でよい。	ご理解のとおりです。
10	市場における価格形成に貢献しない類型の取引である、解約、条件変更、早期終了（例：Mutual Put 条項）、ノベーション、解約＋新規の方式による部分解約・条件変更、スワップションの権利行使スワップ、コンプレッション及びポートフォリオ・リバランス時の市場リスクをニュートラルにする目的での置換取引、等は、新たに行われた取引とは言えないため、電子取引基盤使用義務の対象にはならないという理解でよい。	電子取引基盤規制の目的は、取引情報の公表等を通じて、取引の公正性・透明性を確保することにあるところ、個別取引の実態や経済的効果に鑑み、電子情報処理組織の使用義務の対象である取引が実質的に新たに行われたと言える場合には規制対象となると考えます。 一方、既存取引の解約や早期終了は、「取引が新たに行われた」とは言えないため、規制対象外となると考えられます。 同様に、解約及び新規の方式による部分解約・条件変更やノベーション、スワップションの権利行使スワップ、コンプレッション等についても、既存取引の範囲内で行われるものについては、「取引が新たに行われた」とは言えず、規制対象外となると考えられます。 ポートフォリオ・リバランス時の市場リスクをニュートラルにする目的での置換取引等については、具体的内容が明らかではありませんが、例えば「複数の異なる取引を同時に成立させることを条件として、当該取引の当事者のいずれかが一括して注文するもの」に該当するような場合には規制対象外となると考えられます。